

## 実施事業

### 1 必須事業

#### (1) 自立相談支援事業

経済的に不安を抱える方の相談に対応し、相談者が抱える課題を把握するとともに、その状況や相談者の意思を確認しながら、一人ひとりの状態に沿った支援計画の作成を行い、就労促進のための支援事業や住居確保給付金などの関係事業との連携を含む包括的な支援を行う。

#### (2) 住居確保給付金

離職等により住宅を失った又は失うおそれのある方に対し、就労に向けた活動を条件に、収入要件や資産要件等に該当した場合に家賃の相当額を支給する。

### 2 任意事業

#### (1) 就労準備支援事業

就労意欲の喚起のため、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所の就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する。

#### (2) 家計改善支援事業

生活困窮者の家計の再建に向け、家計に関する相談に対応し、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等の支援を行う。

#### (3) 一時生活支援事業

不安定居住者等に対し、宿泊先や食事の提供、衣類等の日用品の支給又は貸与など日常生活上必要なサービスを提供するとともに、自立相談支援機関による面接、支援を通じて新たな住まいの確保や就労による自立を目指す。

#### (4) 子どもの学習・生活支援事業

経済的に不安のある家庭の子どもの対象に、「日々の学習の習慣づけ」、「授業等のフォローアップ」や「高校進学に向けた学習支援」等を行うとともに、生活面のケアも実施し、子どもたちの将来の自立につなげる。